

平成18年 第1回 築上町議会臨時会会議録（第2日）

平成18年1月19日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成18年1月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 専決処分について（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）
- 日程第2 議案第2号 専決処分について（築上町指定金融機関について）
- 日程第3 議案第3号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について）
- 日程第4 議案第4号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について）
- 日程第5 議案第5号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について）
- 日程第6 議案第6号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について）
- 日程第7 議案第7号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について）
- 日程第8 議案第8号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）
- 日程第9 議案第9号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）
- 日程第10 議案第10号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）
- 日程第11 議案第11号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）
- 日程第12 議案第12号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）

- 日程第13 議案第13号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第14 議案第14号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第15 議案第15号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第16 議案第16号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第17 議案第17号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第18 議案第18号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第19 議案第19号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第20号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第21 議案第21号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第22号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第23 議案第23号 福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町の脱退に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 専決処分について（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）
- 日程第2 議案第2号 専決処分について（築上町指定金融機関について）

- 日程第3 議案第3号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）
- 日程第4 議案第4号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）
- 日程第5 議案第5号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）
- 日程第6 議案第6号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について）
- 日程第7 議案第7号 専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について）
- 日程第8 議案第8号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）
- 日程第9 議案第9号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）
- 日程第10 議案第10号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）
- 日程第11 議案第11号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）
- 日程第12 議案第12号 専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）
- 日程第13 議案第13号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）
- 日程第14 議案第14号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）
- 日程第15 議案第15号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）

- 日程第16 議案第16号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第17 議案第17号 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）
- 日程第18 議案第18号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第19 議案第19号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第20 議案第20号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第21 議案第21号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第22 議案第22号 福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第23 議案第23号 福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町の脱退に伴う財産処分について

（追加日程）

日程第24 特別委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第25 議席の変更について

出席議員（29名）

1番 塩田 文男君	2番 工藤 久司君
3番 白石 隆則君	4番 小林 和政君
5番 山中 正治君	6番 金澤 久芳君
7番 塩田 昌生君	8番 田村與四郎君
9番 武道 修司君	10番 吉元 一也君
11番 宮下 久雄君	12番 有永 義正君
13番 西畑イツミ君	14番 中島 英夫君
15番 西口 周治君	16番 平野 力範君
17番 信田 博見君	18番 繁永 隆治君

19番	丸山	年弘君	20番	成吉	暲奎君
21番	川端	政廣君	22番	岡田	信英君
23番	竹本	眞澄君	24番	田村	兼光君
26番	神下	忠君	27番	吉元	成一君
28番	辻上	浩君	29番	田原	親君
30番	吉元	實君			

欠席議員（1名）

25番 高島 末吉君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	参事	小野 俊明君
主査	西畑 弥生君		

説明のため出席した者の職氏名

町長職務執行者	八野 紘海君	総務課長	中村 信雄君
秘書課長	西村 好文君	企画課長	吉留 正敏君
地域振興課長	中野 誠一君	財政課長	田原基代孝君
人権課長	黒瀬 憲生君	住民課長	遠久 隆生君
税務課長	椎野 義寛君	健康福祉課長	吉留 久雄君
高齢者福祉課長	舟川 忠良君	産業課長	出口 秀人君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	片山 益朗君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	安田 美鈴君
農委事務局長	大田 隆君	学校教育課長	加来 篤君
生涯学習課長	神崎 一貴君	築城支所長	田村 秀吉君
総務管理室長	落合 泰平君	住民生活室長	竹本 正君
収納対策課長	中村 一治君	福祉対策室長	後田 幸政君
環境課長	白川 義雄君	地域整備室長	井村 康男君
水道管理室長	中嶋 澄廣君	監査室長	浜田 俊秀君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君

午前10時00分開議

議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

会議の前に議案の訂正をお願いいたします。執行部提案の期日はすべて「1月18日」となっていますが、「1月19日」に訂正をお願いいたします。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） おはようございます。先般お渡ししました議案すべてでございますが、18日の提出になっております。ここにおわびを申し上げまして、19日提出ということで全議案よろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（田原 親君） よろしゅうございますね。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会を提案されていますが、日程第1、議案第1号の専決処分（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）から日程第23、議案第23号の福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町の脱退に伴う財産処分についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号の専決処分（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）から議案第23号の福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町の脱退に伴う財産処分についてまでを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

#### 日程第1．議案第1号

議長（田原 親君） 日程第1、議案第1号専決処分について（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第1号専決処分について（築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 本議案は、築上町発足に伴い築上町役場の位置を定める条例ほか191件の条例の制定を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第1号について採決を行います。議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第2・議案第2号

議長（田原 親君） 日程第2、議案第2号専決処分について（築上町指定金融機関について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第2号専決処分について（築上町指定金融機関について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 地方自治法第235条第2項の規定する指定金融機関について指定する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第2号について採決を行います。議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第3 議案第3号

議長（田原 親君） 日程第3、議案第3号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第3号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年2月11日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町が廃され、その区域をもって宮若市が設置されたことに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。



これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第3号について採決を行います。議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第4・議案第4号

議長（田原 親君） 日程第4、議案第4号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第4号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月20日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町が廃され、その区域をもって朝倉市が設置されたこと、並びに平成18年3月20日から京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町が廃され、その区域をもって京都郡みやこ町が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますのでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第4号について採決を行います。議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第5・議案第5号

議長（田原 親君） 日程第5、議案第5号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第5号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月27日から嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町及び山田市が廃され、その区域をもって嘉麻市が設置されたことに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。急を要したため、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第5号について採決を行います。議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第6・議案第6号

議長（田原 親君） 日程第6、議案第6号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案6号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減するため、市長の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第6号について採決を行います。議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 7 . 議案第 7 号

議長（田原 親君） 日程第 7、議案第 7 号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 7 号専決処分について（福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について）、平成 18 年 1 月 10 日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 3 月 26 日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頼田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めますのでございます。急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 7 号について採決を行います。議案第 7 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 8 . 議案第 8 号

議長（田原 親君） 日程第 8、議案第 8 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 8 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）、平成 18 年 1 月 10 日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 2 月 11 日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町が廃され、その区域をもって宮若市が設置されることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数を減少するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 8 号について採決を行います。議案第 8 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 9、議案第 9 号

議長（田原 親君） 日程第 9、議案第 9 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 9 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）、平成 18 年 1 月 10 日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数を増減するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第9号について採決を行います。議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第10、議案第10号

議長（田原 親君） 日程第10、議案第10号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第10号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の増減について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。  
平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月20日から朝倉郡杷木町、同郡朝倉町及び甘木市が廃され、その区域をもって朝倉市が設置されること、並びに平成18年3月20日から京

都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町が廃され、その区域をもって京都郡みやこ町が設置されることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数を減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第10号について採決を行います。議案第10号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第11、議案第11号

議長（田原 親君） 日程第11、議案第11号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第11号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月26日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡瀬田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数を減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでござ

ざいます。

よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 11 号について採決を行います。議案第 11 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 12 . 議案第 12 号

議長（田原 親君） 日程第 12、議案第 12 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 12 号専決処分について（福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について）、平成 18 年 1 月 10 日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 3 月 27 日から嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町及び山田市が廃され、その区域をもって嘉麻市が設置されることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数を減少するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 1 2 号について採決を行います。議案第 1 2 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第 1 3 . 議案第 1 3 号

議長（田原 親君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 1 3 号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）、平成 1 8 年 1 月 1 0 日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成 1 8 年 1 月 1 9 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 1 8 年 2 月 1 1 日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町が廃され、その区域をもって宮若市が設置されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 2 第 2 項において準用する地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第13号について採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第14・議案第14号

議長（田原 親君） 日程第14、議案第14号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第14号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第14号について採決を行います。議案第14号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第15・議案第15号

議長（田原 親君） 日程第15、議案第15号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第15号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月20日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町が廃され、その区域をもって朝倉市が設置されること、並びに平成18年3月20日から京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町が廃され、その区域をもって京都郡みやこ町が設置されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第15号について採決を行います。議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第16．議案第16号

議長（田原 親君） 日程第16、議案第16号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第16号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月26日から飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡頼田町が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第16号について採決を行います。議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第17、議案第17号

議長（田原 親君） 日程第17、議案第17号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第17号専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について）、平成18年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 八野職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成18年3月27日から山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町が廃され、その区域をもって嘉麻市が設置されること、並びに嘉穂南部衛生施設組合及び嘉穂南部火葬場組合の解散に伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定及び市町村の合併の特例に関する法律第90条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 17 号について採決を行います。議案第 17 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 18 . 議案第 18 号

議長（田原 親君） 日程第 18、議案第 18 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 18 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年 2 月 10 日限り福岡県介護保険広域連合から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を脱退させ、平成 18 年 2 月 11 日から福岡県介護保険広域連合に宮若市を加入させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 2 月 11 日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を増減し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 2 第 2 項において準用する地方自治法第 290 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、お願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 18 号について採決を行います。議案第 18 号は原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 19 . 議案第 19 号

議長（田原 親君） 日程第 19、議案第 19 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 19 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 5 日限り福岡県介護保険広域連合から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を脱退させ、平成 18 年 3 月 6 日から福岡県介護保険広域連合に田川郡福智町を加入させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 3 月 6 日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を廃し、その区域をもって田川郡福智町を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を増減し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 2 第 2 項において準用する地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 19 号について採決を行います。議案第 19 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 20 . 議案第 20 号

議長（田原 親君） 日程第 20、議案第 20 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 20 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 19 日限り福岡県介護保険広域連合から朝倉郡杷木町、同郡朝倉町、京都郡犀川町及び同郡勝山町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成 18 年 1 月 19 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 18 年 3 月 20 日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町を廃し、その区域をもって朝倉市を設置すること、並びに京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町を廃し、その区域をもって京都郡みやこ町を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を減少し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 20 号について採決を行います。議案第 20 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決することに決定しました。



## 日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

議長（田原 親君） 日程第 2 1、議案第 2 1 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 2 1 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 1 8 年 3 月 2 5 日限り福岡県介護保険広域連合から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成 1 8 年 1 月 1 9 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 1 8 年 3 月 2 6 日から飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町を廃し、その区域をもって飯塚市を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を減少し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 2 1 号について採決を行います。議案第 2 1 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

議長（田原 親君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 2 2 号福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 1 8 年 3 月 2 6 日限り福岡県介護保険広域連合から山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成 1 8 年 1 月 1 9 日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 平成 1 8 年 3 月 2 7 日から山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町を廃し、その区域をもって嘉麻市を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を減少し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 に規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 2 2 号について採決を行います。議案第 2 2 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

議長（田原 親君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号福岡県介護保険広域連合から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 2 3 号福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 3 の規定において準用する同法第 2 8 9 条の規定により、福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡瀬田町の脱退に伴う財産処

分を別紙のとおり関係市町村の協議の上、定めるものとする。平成18年1月19日提出、築上町長職務執行者八野紘海。

議長（田原 親君） 職務執行者。

町長職務執行者（八野 紘海君） 福岡県介護保険広域連合から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡頼田町の脱退に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第291条の11に規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第23号について採決を行います。議案第23号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第24．特別委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（田原 親君） ここで日程を追加いたします。日程第24、特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会基地対策特別委員会、議会報編集委員会、議会研修委員会の委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、基地対策特別委員会委員長、議会報編集委員会委員長、議会研修委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査することに決定しました。

#### 日程第25．議席の変更について

議長（田原 親君） 日程第25、議席の変更について。

会議規則第4条第3項により議席の変更をします。変更後の議席はただいま着席している議席といたします。

・

議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで閉会いたします。御苦労でございました。

午前10時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員